

太田市余裕期間制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、太田市が発注する建設工事における建設資材の調達及び労働力確保等に資する余裕期間制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 余裕期間 労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、契約締結日の翌日から工事開始日の前日までの期間
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）
- (3) 工事開始期限日 発注者が設定する工事開始の期限となる日
- (4) 全体工期 契約締結日から工事完成期日までの期間
- (5) 発注者指定方式 発注者が余裕期間の翌日を工事開始日としてあらかじめを指定する方式
- (6) 任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事開始日を選択できる方式

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、太田市が発注する工事のうち、余裕期間を設定することが受注者にとって有益と認める工事であって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 緊急性を要する工事（災害復旧における応急工事等）
 - (2) 供用開始や関連工事等に影響を及ぼす工事
 - (3) 債務負担行為、継続費又は繰越明許費を設定しておらず、かつ、実工期の日数に発注者が示した余裕期間を加算した日数が、年度内に収まらない工事
 - (4) その他発注者が余裕期間を設定することがなじまないと判断する工事
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が余裕期間を設定することが特に必要と認める工事は、対象とすることができるものとする。

(適用する方式)

第4条 発注者は、前条により余裕期間を設定する工事を発注しようとするときは、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかの方式を選択し適用するものとする。

2 発注者は、前項により適用する方式をあらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。

(余裕期間の設定)

第5条 発注者は90日を超えない範囲で余裕期間を設定する。

2 発注者は、発注者指定方式により工事を発注しようとするときは、工事開始日あらかじめ定めるものとする。

3 発注者は、任意着手方式により工事を発注しようとするときは、工事開始期限日あらかじめ定めるものとする。

4 発注者は、前2項により定めた工事開始日又は工事開始期限日あらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。

5 任意着手方式により発注する工事の落札者は、契約締結までに、余裕期間内で工事開始日定め、別に定める工事開始日通知書を発注者に通知するものとし、定めた工事開始日から実工期を経過する日を工事完成期日とする。ただし、工事開始日及び工事完成期日は、太田市の休日定める条例（平成17年太田市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たる日に定めることはできないものとする。

6 契約締結以降においては、受注者の都合による工事開始日の変更は、原則、認めないものとする。

(前払金の取扱い)

第6条 余裕期間を設定する工事に係る前払金は、工事開始日以降に請求できるものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第7条 余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことができるものとする。

2 余裕期間内の現場管理については、発注者の責任において行うものとする。

(技術者等の配置)

第8条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人（以下「技術者等」という。）を配置することを要しないものとする。

2 工事開始日前に技術者等を変更する場合は、受注者は発注者の承認を得るものとする。ただし、工事開始日以降の技術者等の変更は、原則として認めないものとする。

(契約関係の取扱い)

第9条 契約関係の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約書に記載する工期は、実工期とする。
- (2) 契約保証の期間は、全体工期とする。
- (3) コリンズに登録する工期及び技術者の従事期間は、実工期で登録を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 余裕期間の設定に伴い発生する必要経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。